



新購入資料4点を紹介！

落合文書



写真1 上杉憲房書状

この文書の発給者（差出人）は、関東管領であった山内上杉憲房という人物です。差出書には、実名の「憲房」が記され、その下にやや重ねて花押が据えられています。憲房は複数回にわたって改判（花押を改めること）をしており、この花押の初見は永正6年（1509）10月5日付の文書になります（「越後文書宝翰集 発智氏文書」）。したがって、本文書の年次は永正7年（1510）

以降、毎年の大永5年（1525）3月以前と考えられます。

現在では、通常、相手に手紙を書く場合、宛名から始まり、本文、日付、差出人の順に記すことが多いですが、この頃の書状（手紙など）では本文・日付・差出人・宛名の順で記されることが一般的でした。

今回は本文書も含めた4通の落合文書について、ご紹介したいと思います。

室町から戦国へ

本文書の年次は16世紀前葉ですが、同時期は前代までの室町期的な秩序が大きく再編され、16世紀後半以降の戦国時代の最盛期を準備した期間であると捉えられています。そのような時代状況であったため、この時期は氏族の興亡が激しく、古文書の残存状況があまりよくありません。そのような意味においても、落合文書は貴重な文書群であると言えるでしょう。

さて、差出人である山内上杉憲房について確認をしておきますと、この頃には上野国（群馬県）を本拠地としていた関東管領でした。もともと関東管領は室町期の東国の統治機関である鎌倉府の中で、首長である鎌倉公方を支える重要な役職でした。多くの系統に分かれた上杉一族の中で同職を世襲したのが山内家であり、上野・武藏・伊豆やその他の所領を多く所持していました。

ところが、この頃になると南関東から伊勢家（後の北条家）が勢力を伸長させたために、憲房の支配範囲は上野国～北武藏に縮小していたと推測されています。それでも関東管領の上杉憲房は地域の権力者として、大きな影響力を有していました。

上杉憲房書状の内容①

文書の内容を詳しく記すと、次のようになります。

〔史料1〕

去年以来、令同心木部隼人佐、父子走廻候、
神妙候、仍屋敷分事、任先落居之旨、
還補不可有相違候、
謹言、

四月廿一日 憲房（花押）
寺尾左京亮殿

これを読み下し文にすると、次のようになると思います。

去年以来、木部隼人佐に同心せしめ、
父子走り廻り候、
神妙に候、よって屋敷分のこと、
先に落居の旨に任せて、
還補相違あるべからず候、
謹言、

四月廿一日 憲房（花押）
寺尾左京亮殿

史料1は、上杉憲房が寺尾左京亮に宛てたものです。落合文書の中の一通ですが、この文書群の中には落合氏宛てのものと寺尾氏宛てのものが混在しています。史料1よりも200年程遡る南北朝期の元弘3年（1333）に寺尾光業が作成した申状の中には、寺尾氏の所領として「落合村」がみえます（「丸山政文氏所蔵文書」）。よって、寺尾氏は南北朝期から落合（群馬県藤岡市）を所領しており、落合の地と密接な関係がありました。このようなことを背景として、落合文書には落合氏宛てと寺尾氏宛ての文書が混在しているのではないでしょうか。

宛所（宛先）の寺尾左京亮の本貫地（本籍地）は、現在の群馬県高崎市寺尾町周辺であったと考えられています。落合氏の本貫地は藤岡市上落合周辺と推測され、寺尾とは直線距離で約4キロと比較的近い距離になります。文中には木部隼人佐という人物も記されており、木部氏の本貫地は現在の高崎市木部町周辺です〔佐藤1996〕。さらに、憲房の活動していた頃に、山内上杉氏の本拠地が板鼻（安中市）から平井（藤岡市）に本格的に移ったと考えられています。

以上の寺尾・落合・木部・平井のいずれもが現在の高崎市周辺に集まっており、当時の西上野に該当します（関係地図参照）。山内上杉氏は鎌倉期以来の守護領や家臣を引き継ぎ、権力基盤は西上野にあったと言われていますが、史料1に関係する地名もそうした状況と符合します。そのため、本文書の関係地名は、当該期の山内上杉氏が置かれた状況を象徴的に示していると言えるでしょう。



関係地図

上杉憲房書状の内容②

史料1の内容を口語訳すると、次のようになると考えられます。

去年以来、木部隼人佐に同心して寺尾左京亮父子が戦闘で活躍したことは、結構なことである。そのため、寺尾氏の屋敷分の件については、以前に判断した通り、寺尾左京亮のもとに戻すことに間違いありません。

このように解釈できるならば、史料1の前半は憲房が寺尾左京亮の戦闘行為を賞する書状（感状）の内容であり、後半は憲房が寺尾左京亮に屋敷分を保証する内容になっています。

15世紀後半以降の関東では、このように書状の内容と所領保証の内容が混在する文書が一般的に用いられていました。また、写真1をご覧いただければわかるように、寸法は縦21cm×横47cmの横に細長い形状をしており、このような形状を切紙と呼んでいます。それに対して、もう一回り大きく、より正方形に近い形状をした豊紙と呼ばれる料紙もあります。

この豊紙に所領保証に関する内容のみを記した判物と呼ばれる様式が用いられる地域もあります。しかしながら、関東では、書状の内容と所領保証の内容を混在させた

写真1のような様式が一般的に用いられました。本文書の名称を「上杉憲房書状」と命名しましたが、後半の内容を重視すれば「上杉憲房判物」という文書名を付けることもできます。それだけ戦国期の文書は地域によって様式や内容が多様になっており、文書名を付ける際にも吟味が必要でしょう。

次にみておきたいのは、寺尾氏と木部氏についてです。既述のように、山内上杉氏の守護分国はおおむね15世紀初頭から上野・武藏・伊豆でしたが、各國には代官として守護代を派遣して支配を行わせていました。伊豆国の守護代として著名なのが寺尾氏であり、14世紀後半から15世紀後半にかけて同職に就任していたことが確認できます〔久保田2009〕。

ところが、15世紀半ばには京都幕府將軍の一族である足利政知が伊豆に下向して堀越公方が成立し、15世紀末には幕府政所執事をつとめた伊勢氏の一族である伊勢盛時（いわゆる北条早雲）が伊豆に勢力を伸張させてきました。そのため、山内上杉氏や寺尾氏は、伊豆国における所領や権益を徐々に失っていましたと考えられます。その後の16世紀初頭において、寺尾氏が本貫地の上野国において活動していたことを示すのが史料1であり、これまでその動静が不明確であった同時期の寺尾氏を知る上で、たいへんに貴重です。

また、寺尾左京亮が戦闘の際に付き従っていたのが木部隼人佐であったという点も興味深いと言えるでしょう。15世紀末の段階で木部隼人佐が関東管領上杉頼定の重臣として活躍していたことは、他の史料から確認することができます〔佐藤1996〕。本文書の木部隼人佐と15世紀末の木部隼人佐が同一人物であったのか、それとも既に代替わりが行われていたのかは判断できませんが、同じ系統の人物であることは間違いないでしょう。もともと寺尾氏も木部氏も山内上杉氏に付き従って東国の広い範囲を活動していましたが、16世紀初頭になると、山内上杉氏の領域支配に合わせて、活動の範囲が西上野一帯になっていたと推測されます。

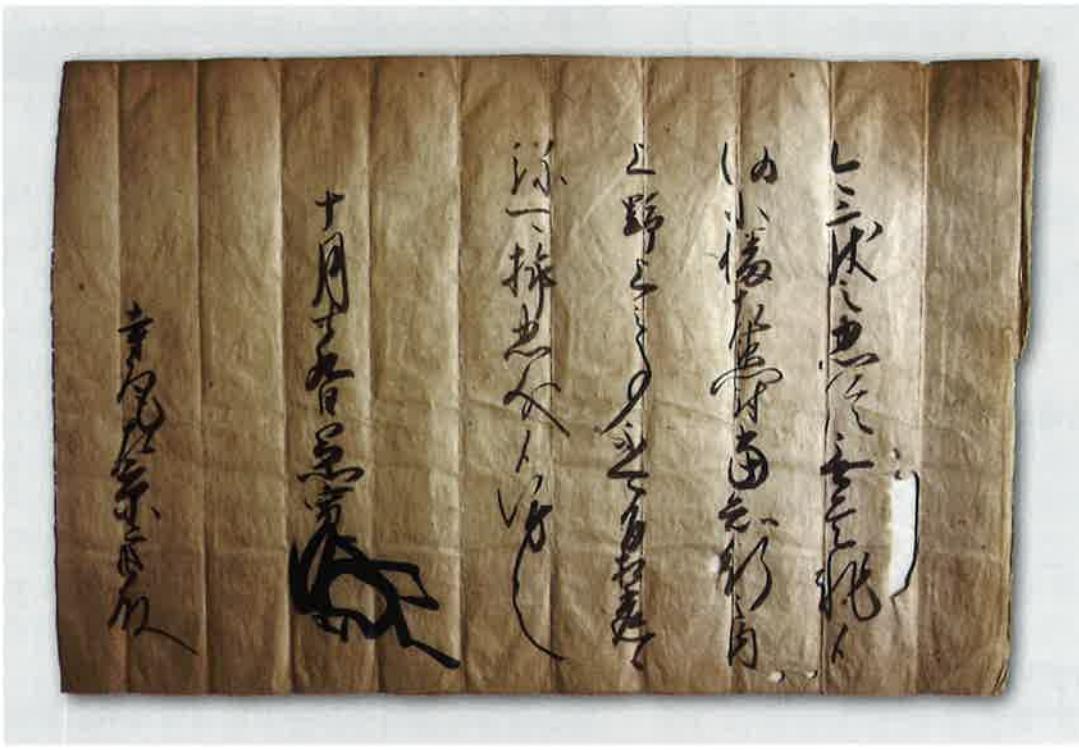


写真2
上杉憲寛書状

上杉憲寛書状

次に関東管領の上杉憲寛が寺尾左京亮に宛てた書状をみていきましょう。文書の内容を詳しく記すと、次のようにになります。

[史料2]

今度之忠信、無是非候、
仍小幡左衛門尉當知行之内、
上野上之事、不可有相違候、
弥可挿忠義候、謹言、
十月十九日 憲寛（花押）
寺尾左京亮殿

これを読み下し文にすると、次のようになると思います。

今度の忠信、是非なく候、
よって小幡左衛門尉當知行のうち、
上野上の事、相違あるべからず候、
いよいよ忠義をさしはさむべく候、謹
言、
十月十九日 憲寛（花押）
寺尾左京亮殿

史料2は、上杉憲寛が寺尾左京亮に宛てたものです。憲寛はもともと古河公方足利

高基の子息で、後に憲房の養嗣子となって関東管領職を継ぎました。憲寛の文書は6通程度が確認されているのみであり、存在自体が極めて貴重なものです。

史料2の年次を確認しておきますと、憲寛が憲房の跡を継いだのは、大永5年（1525）3月の憲房の死去以降です。また、享禄2～4年（1529～1531）にかけての龍若（後の憲政）との争い後に憲寛は龍若に家督を奪われていることから、年次はこの間になるでしょう。

史料2の内容を口語訳すると、次のようになると考えられます。

この度の上杉家に対する寺尾左京亮の忠信は素晴らしいものである。そのため、小幡左衛門尉が支配している土地の中で上野上の所領については、左京亮のものであることを認めます。以降もますます忠義に励みなさい。

以上の中で注目されるのは、文中に小幡左衛門尉の記述がある点です。小幡氏は16世紀後半には、西上野で最も勢力の大きい領主となります。その小幡氏の所領であった「上野上」を憲寛が左京亮の知行として保証しています。この点に関して、実は先

に言及した南北朝期の元弘3年（1333）に寺尾光業が作成した申状の中に、寺尾氏の所領として「上野上郷」「落合」がみえています（「丸山政文氏所蔵文書」）。

したがって、寺尾氏にとって南北朝期から「上野上」と「落合」の地は、「重代相伝所領」であったことが知られます。その後、16世紀前半の史料2や後述の史料4にも「上野上」「落合」の記載があるため、寺尾氏の同地への執着をうかがうことができます。

長尾忠景書状

次に長尾忠景が落合総三郎に宛てた書状をみていきましょう。文書の内容を詳しく記すと、次のようになります。

〔史料3〕

連々不可有御余儀之旨、長野左衛門五郎被申之間、令披露御書申成候、御舍兄總次郎殿跡事、於御忠信之上、如望御申可有御計之由候、然者慮外子細現形之時、御忠節可為簡要候、恐々謹言、
七月十三日 前尾張守忠景（花押）
謹上 落合総三郎殿

これを読み下し文にすると、次のようになると思います。

連々御余儀あるべからざるの旨、長野左衛門五郎申さるるの間、披露せしめ御書を申し成し候、御舍兄總次郎殿跡の事、御忠信の上においては、望のごとく御申し、御計らいあるべきの由に候、しかれば慮外の子細現形の時は、御忠節、簡要たるべく候、恐々謹言、
七月十三日 前尾張守忠景（花押）
謹上 落合総三郎殿

史料3の発給者（差出人）は、群馬県前橋市元総社町あたりを拠点にしていた総社長尾忠景という人物です。忠景は山内上杉氏の筆頭家臣である、家宰をつとめました。宛所（宛先）の落合総三郎は、既述のとおり、群馬県藤岡市上落合を本貫地とした氏族と考えられます。

すでに本だよりの第92号でご紹介しましたように、落合文書にはこの他に同じく長尾忠景が落合三郎（総三郎か）に宛てた書状があります（森田2014）。そちらの書状においても、後述する署判のあり方が「前尾張守忠景（花押）」であり、文中に同じく「長野左衛門五郎」が記されていることから、両文書は関連があり、年次が近いと推測されます。

では、その年次を確認しておきますと、差出人の長尾忠景は文亀元年（1501）閏6月に死去しています（「春日山林泉開山臺英

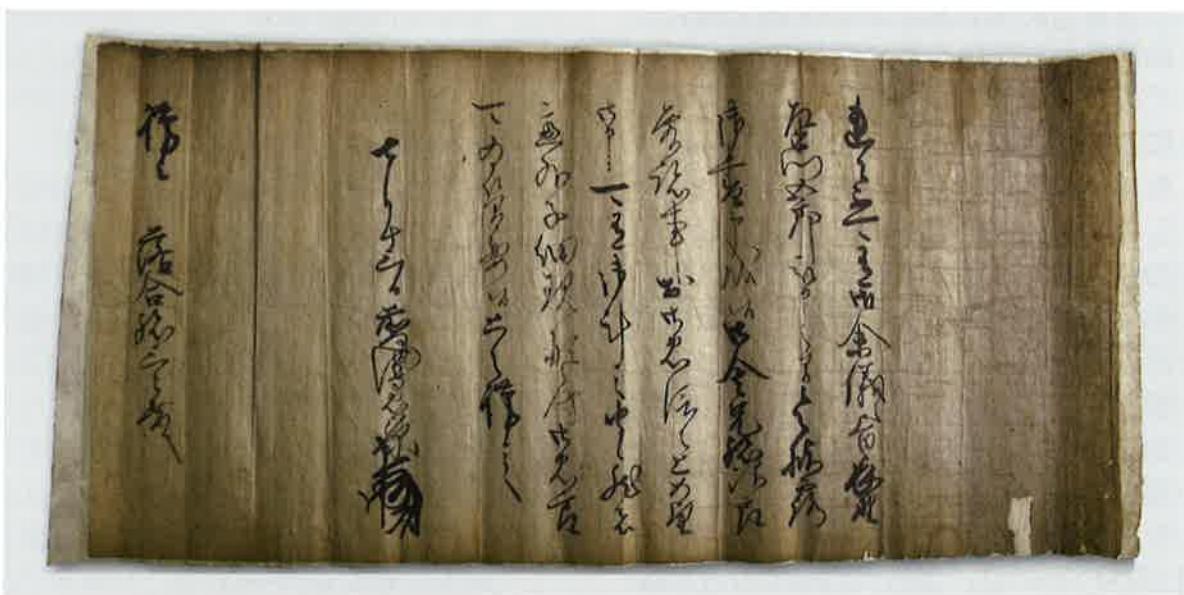


写真3 長尾忠景書状

禪師語錄^{ぜんじごろく})。また、忠景の花押は概ね同じ形状をしているのですが、細かく観察すると3種類に分類することができます。その中で本文書の花押は、最後に用いた形状に類似していて、その花押は文明5年(1473)8月以降に用いられたことがわかっています〔山田 1995〕。以上を踏まえると、史料3の年次は文明6年(1474)以降、明応9年(1500)であり、15世紀後半になります。これにより、文中における関東管領は、上杉顕定であることも知られます。

また、史料3における忠景の署判(差出書)のあり方も注目されます。すなわち、「前尾張守」と官途名の「尾張守」の前に「前」の文字が記されています。忠景には嫡子の顕忠^{あきただ}があり、文明9年(1477)勃発の長尾景春の乱以降、時期は不明ながら、忠景は早い段階で隠居していた可能性が指摘されています〔黒田 2013〕。その後、忠景は出家して敬叟皎忠^{けいそうこうちゅう}と称し、皎忠(花押)という署判のある文書が確認できます。以上から、忠景の文書における署判の変遷を示すと、忠景(花押)→前尾張守忠景(花押)→皎忠(花押)となるようです。そのため、前尾張守忠景(花押)という署判のある文書は、忠景が隠居をしていた時期と対応する可能性があるでしょう。

さて、史料3の内容を口語訳すると、次のようになると考えられます。

これまでの落合総三郎の状況を長野左衛門五郎が長尾忠景に伝えてきたので、そのことを忠景は主家である関東管領の上杉顕定に報告したところ、顕定から書状が出された。それによると、総三郎の兄である総次郎の後継者の件については、総三郎が忠節を尽くしたならば、望み通りに顕定のお計らいがある、ということである。であるので、思ってもみないような状況になった場合、落合総三郎が忠節を尽くすことが重要である。

注目されるのは、落合氏の動向がどのような手順を踏んで、最終的に関東管領に報

告されていたのかを知ることができます。すなわち、落合氏の動向は長野左衛門五郎が長尾忠景に「注進」し、その内容を忠景が関東管領の上杉顕定に「披露」していましたことが確認できます。

この一連の手続きにおいて、長野左衛門五郎が家宰の長尾忠景に落合氏の動向を注進していた点が興味深いと言えるでしょう。これにより、この頃の落合総三郎が長野氏に属して活動をしていたことが判明するからです。上野国の戦国武将として長野氏は著名であり、厩橋長野氏(前橋市)や箕輪長野氏(前橋市)の系統に分かれています。後の永禄9年(1566)に箕輪長野氏は武田信玄によって箕輪城(高崎市)を落城させられてしまうために、関係する史料が限られています。そのため、長野氏の記載がある史料3は、極めて貴重なものです。

某書状

最後に姓名不詳ですが、弥藤三郎に宛てたある人物の書状をみていきましょう。文書の内容を詳しく記すと、次のようになります。

〔史料4〕

落合村之内落合
左京亮屋敷ふん
の事、左京亮方へ
わたし付へきよし
所被仰下也、
六月十七日 - (花押)
御厩
弥藤三郎殿

これを読み下し文にすると、次のようになります。

落合村のうち落合
左京亮屋敷分
の事、左京亮方へ
渡し付くべき由
仰せ下さるる所なり、
六月十七日 - (花押)



写真4 某書状

御廄

弥藤三郎殿

写真4をご覧いただければ明らかにように、先にみた上杉憲房書状や長尾忠景書状のように料紙が横に細長い形状をしていません。どちらかと言えば形状は正方形に近く、料紙のほぼ中央を左右一直線に折り返したような線が見えると思います。このような文書を折紙^{おりがみ}と言い、折った状態で文字^{じした}が認められました。

署判には花押のみが据えられ、差出者が記されていません。本来、署名を記すべき箇所には、縦に一画記されていますが、それが何を意味するのかよくわかりません。また、日付のみが記されて、年号の記載がないために、年次を特定することも難しいと思われます。ただし、当館の他の落合文書の年次がおおむね 15世紀末～16世紀前半であることから、史料4の年次も同時期になる可能性が高いのではないでしょうか。

ところで、受給者（宛所）の弥藤氏については、他に所見があります。既に何度も引用している南北朝期の元弘3年（1333）に寺尾光業が作成した申状の中に、「弥藤次入道田在家」とあります。「弥藤次入道」という人名は、「弥」が名字で「藤次」が実名

という印象も受けます。ほぼ楷書で記されているために、翻刻はこれで間違いありません。

その上で、この「弥藤」が名字であるならば、史料4の宛所の「弥藤三郎」と同族になる可能性が高いのではないでしょうか。したがって、弥藤氏は南北朝期から落合や上野上の在地に密接に関わる人物であったと推測できます。

さて、史料4の内容を口語訳すると、次のようになるでしょう。

落合村の中の落合左京亮の屋敷分についてでは、左京亮に保証する。

落合文書の中には「屋敷分」の保証の件を記した文書が複数存在していて、本文書も一連のものであると考えられます。上意からの「仰せ」を受けて、某が落合氏宛ではなく、弥藤三郎に所領保証の件を命じています。先にみた上杉憲房書状・上杉憲寛書状や長尾忠景書状からも知られるように、この頃に上野国内の所領を保証する文書の発給者であったのは関東管領であり、それへの取り次ぎとして長尾氏の文書が機能していました。

そのような関東管領や長尾氏の上意の

「仰せ」を受けて、本文書は某が弥藤三郎に宛てて発給したのでしょうか。したがって、発給者の某と受給者の弥藤三郎は上位権力である関東管領や長尾氏と在地の落合氏の間にあって、上意の意向を執行するような立場にあったのではないでしょうか。

おわりに

以上、今回は4通の落合文書についてみてきました。4通のいずれの写真をご覧になつてもわかるように、巻子や掛幅に表装されておらず、ウブな状態で伝来しました。そのため、文書の折りや料紙の質感を捉えることができ、史料的な価値が高いと評価することができます。

ところで、今回取り上げた4通の文書はいずれも上野国に関係するものであり、信濃国とは直接関係ありません。しかしながら、信濃国で活動した寺尾氏がいたこと、落合文書は長野市松代町の落合家に伝來したものであることに言及して結びにしたいと思います。

信濃国において確実な史料によって寺尾氏が確認できるようになるのは、15世紀後半からです。その他の傍証も含めて、南北朝期に上野国の寺尾氏の一族が信濃国にやってきたと推測されており、その拠点となつたのが埴科郡英多荘（長野市松代町周辺）であったと考えられています〔村石2004〕。

信濃寺尾氏と上野寺尾氏がどのように関係していたのか、当時の一次史料によって確認することはできません。しかしながら、異なる系統ではあるものの同族が国をまたいで活動していた事例は、中世では他にもあります。例えば、信濃国と越後国にまた

いで活動した市川一族、上野国と越後国をまたいで活動した尻高一族、そして、信濃国と上野国をまたいで活動した寺尾一族を挙げることができるでしょう。

このように信濃国と上野国にまたがる寺尾氏の活動をみると、落合氏の動向も注目されます。信濃・上野の両国において落合氏を確認できることから、今後、何らかのつながりがみえてくるかもしれません。

また、信濃寺尾氏と上野寺尾氏とが存在し、上野寺尾氏に関する文書を含む落合文書が信濃寺尾氏の所縁の地に伝來したという点も興味深いのではないでしょうか〔長野市立博物館2016〕。この点は、中世文書が近世にどのように伝來したのかという課題に向き合う必要があるでしょう。いずれにしましても、貴重な文書群である落合文書が長野市立博物館の所蔵になったことは誠に喜ばしいことであり、今後のさらなる活用が期待されます。

（群馬県立歴史博物館 森田真一）

〔参考文献〕

- 久保田順一「寺尾氏と西上州」（同著『中世前期上野の地域社会』岩田書院、2009年）
黒田基樹「惣社長尾氏に関する基礎的考察」（同著『戦国期山内上杉氏の研究』岩田書院、2013年）
佐藤博信「上杉氏家臣木部氏の軌跡」（同著『続中世東国の支配構造』思文閣出版、1996年、初出1993年）
長野市立博物館『海津城の主たち』（2016年）
村石正行「史料紹介 寺尾氏の遺した文書一通」（『信濃』第56巻第9号、2004年）
森田真一「長尾忠景書状」（『長野市立博物館だより』第92号、2014年）
山田邦明「鎌倉雲頂庵と長尾忠景」（同著『鎌倉府と関東』校倉書房、1995年、初出1990年）

博物館だより 第103号

発行日2017年9月30日

長野市立博物館

〒381-2212 長野市小島田町1414
TEL:026(284)9011
<http://www.city.nagano.nagano.jp/museum>

戸隠地質化石博物館

〒381-4104 長野市戸隠柄原3400
TEL:026(252)2228

鬼無里ふるさと資料館

〒381-4301 長野市鬼無里1659
TEL:026(256)3270

信州新町美術館・有島生馬記念館・信州新町化石博物館

〒381-2404 長野市信州新町上条88-3
TEL:026(262)3500

ミュゼ蔵

〒381-2405 長野市信州新町37-1
TEL:026(262)2500